

教員養成セミナー2020年6月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第9回◆教育法規3  
教職員に関する法規①

講師：植竹 丘（共栄大学）

# 地方公務員の服務

職務上の義務	身分上の義務
服務の宣誓（地公法31）	信用失墜行為の禁止（地公法33）
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法32）	秘密を守る義務（地公法34）
職務に専念する義務（地公法35）	政治的行為の制限（地公法36）
	争議行為等の禁止（地公法37）
	営利企業等への従事制限（地公法38）

# 教育公務員に対する特例

- ▶ 研修にかかる職務専念義務免除（教特法第22条第2項）
- ▶ 政治的行為の制限（教特法第18条第1項）
  - 国家公務員並
- ▶ 条件附任用（教特法12条）
  - 六月→一年
- ▶ 兼業
  - 「教育に関する他の職」

# 秘密を守る義務（守秘義務）

- ▶ 地方公務員法第34条
- ▶ 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- ▶ 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（略）の許可を受けなければならない。
- ▶ 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

# 地方公務員に対する処分

## ▶ 分限処分（地公法第28条）

- 道義的責任を問わない
- 免職, 休職, 降任, 降給

## ▶ 懲戒処分（地公法第29条）

- 道義的責任を問う
- 免職, 停職, 減給, 戒告

# 分限処分（地方公務員法第28条）

- ▶ 職員が、左の各号の一に該当する場合には、**その意に反して**、これを**降任**し、又は**免職**することができる。
  - ▶ 一 勤務実績が良くない場合
  - ▶ 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - ▶ 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
  - ▶ 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- ▶ 2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを**休職**することができる。
  - ▶ 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
  - ▶ 二 刑事事件に関し起訴された場合（後略）

# 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

- ▶ 地方公務員法第32条
- ▶ 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、**上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。**

# 教員・教育公務員の研修

不定期の研修	法定研修 →任命権者に実施義務
①短期の研修 (教特法第22条第2項)	③初任者研修 (教特法第23条)
②「長期にわたる研修」 (教特法第22条第3項)	④中堅教諭等資質向上研修 (教特法第24条)
	⑤指導改善研修 (教特法第25条)



# 初任者研修

- ▶ 教育公務員特例法第23条
- ▶ 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（略）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
- ▶ 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- ▶ 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

# 免許状の有効な時間と空間

免許状の種類	有効な時間	有効な空間
普通免許状	授与の翌日から10年	すべての都道府県
特別免許状		授与された都道府県のみ
臨時免許状	授与された時から3年	

# 教員免許状の欠格事由と失効

## ▶ 教育職員免許法第5条第1項

- ▶ 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
  - ▶ 一 十八歳未満の者
  - ▶ 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
  - ▶ 三 成年被後見人又は被保佐人
  - ▶ 四 禁錮以上の刑に処せられた者
  - ▶ 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
  - ▶ 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
  - ▶ 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ▶ 教育職員免許法第10条

- ▶ 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。
  - ▶ 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至ったとき。
  - ▶ 二 公立学校の教員であつて**懲戒免職の処分**を受けたとき。
  - ▶ 三 公立学校の教員（略）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして**分限免職の処分**を受けたとき。
- ▶ 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

# 教員免許にかかる「〇〇者」

- ▶ 「授与権者」（教育職員免許法第5条第7項）
- ▶ 免許状は、**都道府県の教育委員会**（以下「授与権者」という。）が授与する。
  
- ▶ 「免許管理者」（教育職員免許法第2条第2項）
- ▶ この法律で「免許管理者」とは、**免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地**の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつては**その者の住所地**の都道府県の教育委員会をいう。